

根柢の下に進行致したのでありませうが、併し乍ら其は非常なる急激の変化でありましたので社会のバランスが取れないで遂にひっくりかへって仕舞ったのであります、我国に於きましても今日は色々な外来思想が非常な勢ひを以て接近致しつゝあります、而して此の外來思潮が我国に如何なる影響を与へまするか、若しも夫れが為めに非常なる変化——激変を我国に与へまするならば我々は如何にして安全に其のバランスを維持することが出来やうかと云ふことを恐るゝのであります、勿論、先刻添田局長閣下の御訓示の中にもありました、或は仏教の渡来であるとか、或は耶蘇教の伝来であるとか、其の時代々に依つて外国から色々な思想が這入つて来ます、藤原時代、足利時代に或は唐の法制を模倣せしが如く、即ち外来思想が非常なる勢いを以て這入つて来たのであります、斯くの如き場合に於きまして、国内は矢張り今日の如く混乱惑乱を重ねたのに相違ありませぬ、夫れは歴史家が書いて居ります、併し乍ら国民の力に依つて程宜き程度に咀嚼をし、そして我国の国風に同化せしめまして以て今日の安全を来たして居るのであります、今回襲ひ来りましたところの外來思想も同じく一概に拒絶は出来ませぬ、人の身体には外間からして食事を摂り、滋養物を取つて發育しつゝある如く、我々の思想、精神界も丁度同様であります、外間から或思想を

吸収して、而して我々の信念、又は理想と云ふものも開發されまして進歩するものに相違はない、でありますから一概に外來思想を排除するのは国利ではないと思ひますが、併し乍ら我々は此の外間から襲つて来ますところの氣候に甚だしい変化がありますと風邪を引いたり或は身体はどこかを傷めます、非常なる変化は斯くの如く甚だ厭ふべく又忌むべきものであります、此の場合に於きましてお互は或は衣類を以てするとか或は温まりを以てするとか何等かの方法で之を調和致しまして、氣候の順調になるのを待つのであります、而して今日は諸君と我々が正に或は衣類なり或は温まりを以て此の急変を調和する責任と必要とがある場合と思ひます、外国の歴史を見ますれば、外国では長年掛つて非常なる変化——思想の変化を受けまして今日在るを致して居るのであります、我国が外国の百年や二百年掛つたものを急転直下の勢いで一足飛びに纔か三年や五年の間に同じ変化を受けやうとすることは到底我々の身体が背負ひ切れないのであります、斯様な大きい激変を来たしましたならば到底バランスを保つことは出来ないかと思ひます、我国では政治に付きましても經濟に就きましても順序ある進行を為して居る、専制政治、立憲政治、官僚政治、政党政治と云ふやうに追次に適當なる進行を成して今日在るを致して居るのであります、我国は却つて秩序ある節

制ある進歩をなして居るのでありまして此の点は我々が深く肝に銘じなければならぬところであります、然るにも拘らず外国を真似たる外国の思想を鵜呑みにしたり前後の弁へもなく直ちに我国に非常なる大激変を起さしめやうと云ふことは諸君と俱に我々が全力を以て之を支へなければならぬ、之れに当らなければならぬ、どうでもして適当に之れを防止しなければならぬものであると思ふのであります〔拍手〕、即ち寒さを調節する為めの衣服となつて、諸君と共に最も慎重に最も多くの努力を要するものと思ふのであります、軽々に看過することは出来ない大切の場合だと思ひます、ところが我国にはどうも緊張を欠いで居る点が多いではありませんまいかと思ひます、前申しましたる諸問題に付きましても其の感じを深く致しまするが、食糧問題に付いては更に一層其の感慨なきを得ざるものがあります、食物の値段が非常に暴騰をする、食物の在高が頗る欠乏を来すと云ふことは、我々にとつては何にも換へられないところの最も大切な問題であります、之れ以上に苦痛を感じる大問題は社会にないのは当然であらうと思ひます、生ある人間、生ある物が其の食物欠乏のために憂ふるのは当然のことでありまして、そこでは不幸にして国内致る処に大いなる恐慌を来しまして、国民は之が為めに甚だしい痛手を受けたのであります、社会の秩序は之が為めに

破れたのであります、又斯の如き問題に就きまして紊れざるを得ないのは事実であります、昨年は先づ仕方がないと致しまして、今年も再び食糧問題に就きまして我々が大きな脅威を受けたと云ふことは頗る痛歎すべきことであると存じます、一度ならず二度目だ、二度ならず更にウツカリすると復た来年も斯くの如き脅威を受ける不幸を見なければならぬ、下らない心配をしなければならぬ、と云ふことは此の忙はしい世の中に実に堪え難い忍びにくいことであり、従つて自ら免角国民の緊張——民心の緊張が足りない、従つて自分に奉ずることが余りに厚きに失する、まア人は一つ我慢をして麦飯を食べて貰ひ度い、馬鈴薯飯を食べて貰ひ度い、が併し自分だけは今迄慣れて居るから日本米を食べやうと云ふ、自分を奉ずることには斯くの如く厚くして人に求むることが斯の如く酷なり、誠に以て民心の緊張せざる大いなる例証が此の食糧問題であると思ひます、私は先頃——今から三月許前に小田原に山県公を御訪ね申しました、公爵が「お前は此頃食糧問題に就いて心配して居るさうである、自分も食糧問題に対しては頗る痛心して居る者の一人である、仍で自分等も麦飯にしよう」と云ふた所が、家内の者の言ふのには家の女中は東京の者で平生麦飯を食べることに慣れて居らぬのであるから、麦飯にしたならば女中が去ぬでありませうと云ふ、其時自分

は云ふた、成程さうであるかも知れぬ、女中が居らぬなら居らぬで宜いから麦飯にしやう、女中なしでやらう、国の大問題である食糧問題の爲めに心を用ゆることには代へられぬ、と云ふて、自分は麦飯を食はうとしたが医者の方で身体からだの都合で止める、止められたからとて廢める訳には行かぬ、今は麵麩を食べて居る、米は止めて麵麩を食べる即ち小麦を食べて居る」と云ふことを熱心に御話になつた、之を聴いて私は実に涙を催ふす程喜びました、憂国の士は常に斯くあるべきもの、斯くあり度きものと思ひます、我國家の長老であつて何不自由なき元帥が猶且斯くの如く、自ら進んで國の爲めに小なりと雖も其の一家を挙げ率先して食糧問題の爲めに尽されると云ふことは誠に得易からざる徳と思ひます、私は自分自ら若くは内務部長、其他を以て食糧問題の爲めに県下に求むることの実に痛切なるものがあります、諸君も定めて煩わづらさく話を聴かせられたことであらうと思ひます、此の問題は余程親切に余程思ひ切つて諸君も我々も是非共大なる覚悟を以て当らぬければ年々歳々此の問題の爲めに國を挙げて頭を使ふので誠に残念に思ふのであります、外國の米——外米を以て我食糧の足らぬところを補充すると云ふのは甚だし

い拙策であります、我々の大切なる生命を繋ぐところの食糧を外國の者に自由に握られて仕舞ふ、腹を満たさうと飢ゑさうと勝手に向ふに鍵を握られるやうな左様なことは我々が忍ぶことが出来ない、而して此の問題は少なくとも極易々たる問題でありはしませぬか、即ち麦を食べる、馬鈴薯を食べる、少しも六ヶ敷い問題ではない、ちつとも苦しい問題ではない、我々に取つて極めて重大なる問題を斯くの如く輕易に解決するに依つて我國を泰山の安きに置くことが出来るならば其の対照が洵に著しく明瞭となつて参ります、私は先頃も思ふたことがあります、此頃米領布哇辺りでは白米一石が百何十円であります、又現に西貢米や東京米などは一石百円近くの値段で動きつゝあることを度々耳にして居りますが、立派な我國の米の如きは確かに百円以上の価値がありませうが、我々が少し儉約をしたならば百万石や二百万石の節約をするのは実に朝飯前の仕事である、百万石二百万石の節約をして之れを外國に出しましたならば一億円二億円と云ふ金が直ちに流入して来る、若しも一千万石の米を我々が食ひ延ばすことが出来ましたならば、夫れが我國に如何なる富を齎らしませうか、実に非常なものであります、必ずしも外國から大いなる富を取るにも及びませぬが少くとも我國が食糧に欠之をして年々歳々苦しみを重ぬるが如きことのあるのは遺憾千万であります、我々お互が出来るだけ他の食物を食べて米を聊かづゝでも儉約しましたならば、何も憂ふことはない、実に安楽なる社会を

維持することが出来るのでありますから食糧問題に就きましては呉々も諸君の御注意を望んで止まぬ次第であります。

どうも我国民はまだ油断がある、安心して過ぎて居る、食糧問題に就いても然うであります、総ての事が悠長であります、と申しますと兎角私は日本のことを悪く云ふやうな傾きがあつて恐縮であります、決して外国が好きではない、決して無意味に外国人を尊敬したくはないが、兎角我国民は悠長で従つて油断があると思はれてなりません、事例を申しますと、お互の家の女中が一日暇を貰つて里へ帰り度いと云ふから暇を遣る、一日と云ふと二日になる、甚だしきは三日にもなる、殆んどお話にならないのであります、外国人の召使を見ますと全く左様でない〔余り外国崇拜のやうな言葉であります〕、外国人の女中は、今日一日暮れ方八時まで遊ばして遣る、斯う云つて出しますると其女は一定の時に帰つて時計を見るまだ七時である、さうすると家へは遣入らないで、家の前をブラブラ彼方此方歩いて居つて、八時がチーンと打つと家へ帰ります、誠にどうも心持が善い、斯くあつてこそ世の中は総て正確に秩序が立つて行く又私共が夏休みとなります〔夏休みは私共に半日の休みを賜はるのであります〕、半日は休めるのであるがダラ／＼と一日仕事をして矢張り日を暮らして仕舞ふ、家へ帰る、帰るとお客さんが居

る、どうかと云ふと其のお客さんが矢張り役所の仕事の用である、殆んど身体に休みがない、我々はそのんな朝から晩まで暇無しに働いて居ります、それであつて猶すべき仕事か思ひ通りに出来ぬ、外国人は暑中でも一定の時間までは中々働く、それで四時になると根岸の方へ行ってゴルフなどで盛んに遊んで居る、実に羨ましい夫れでは仕事が少ないかと思ふと、どうして仕事は夥しい程ある、仕事は夥しいが、すべき時はドン／＼仕事をす、又訪ねて行つても悠長に椅子に腰を掛けしないで、左様ならば、と云つて帰る、用があるトシ／＼三つも四つも片付ける、互の感情が非常に緊張して居る、少しも油断をして居らぬ、であります、我が国は、と申しますと、残念であります、兎角私自身も頗る油断がある、悠長である、甚だ恥づべきであると思ひます、信長が光秀の爲めに攻め殺された、信長のやうな英雄が光秀の如き微力なる者の爲めに討たれたのは油断であります、油断大敵、実に油断ほど恐ろしいものはない、我国民は我運の余りに隆盛なるのに油断をして居るのではあるまいか、人には運があり国にも運と云ふものがあります、成程我運は何時も先づ仕合せで又廻り合せが善いと思ひます、之れに就きましては、先づ我運は神の保護を受けて居るかとも云はれませうが、併し乍ら人力を以て測ることの出来ない運命と云ふものに深

く依頼をすると大いなる誤りがある、人事を尽して天命を俟つ、努むべきは先づ力めなければならぬ、山河を跋渉するに方りましては健脚に待たなければならぬ、空中を飛翔するに当りましては腕に恃む所がなくてはならない、我国が今日列国間に馳駆致しまして其の覇権を争ふのには何か恃むところがなければならぬ、即ち我国には尊き国体がある、三千年來養はれましてたる所の、各国に比類なき貴き国体を擁護致しまして山河を跋渉する健脚、空中を飛翔する健腕に代へなければならぬ、斯くの如き確乎たる信念、牢乎たる拠り所、即ち此の尊き国体を依り所として列強の間に馳駆して覇権を争はなければならぬことは申迄もありません、兵力も大事、金力も大切な力でありませう、併し乍ら兵力も金力も致底及ばざるところのものは実に此の国体擁護と云ふ確信であると思ひます、けれども如何に我国体の精華がありましたも、如何に尊き国体を頼りに致しませんが、玉磨かざれば光なし、国民の努力研鑽がなくては、如何なる国体と雖も頼りにすることは出来ぬ、夫れのみを以て立つ事は出来ませぬ、最も大切なものはお互の努力であり、研鑽である、神は自ら助くる者を助く、と云ふて居ります、自分が怠つて居つては神は助けぬ、自分が努力をして然る後に神に助けられ、又自分が努力して後始めて好き運命に導かれる、努力して以て我国体を

擁護し、而して始めて我国が之に依つて尊きを成す所以であります。

今の世の中には非常なる風波が起つて居る、逆風怒濤が致る処に奔騰して居る、私が早朝、伊勢山の大神宮様に参拝を致します、もう、六時前頃にはドシ／＼参拝をする人がある、が、心から祈願をして居られる、我国の最も大切に頼るべき大いなる——頗る大いなる根拠であるところの神明に対して非常なる誠心を以て祈願して居られるのを見ます、一面斯の如き状態を目撃しまするかと思ふと半面に於ては如何でありませうか、我国を代表して将きに世界各国と樽俎折衝の任に當るべき代表員を送るのに、話すも恥かしい、或は葬式の真似をして送つたり、或は穩かならぬ言動をしたりする、世の中は種々様々である、斯くの如き様々な怖るべき風波の裡にお互は立つて居るのであります、逆風は頗る強く吹いて居ります、が、帆の張り様に依つて船は風に向つても進行することが出来、今日我国には様々の風が吹いて居る、逆風も頗る強く荒んで居ります、けれども諸君の帆の張り様に依つては之を善導することが出来る、逆風と雖却つて社会の進歩の爲めに之れを利用し之を善導しまして、さうして完全なる社会を造り立てると云ふことは諸君の考案、諸君の努力、換言しますれば、諸君の帆の張様一つに帰着す

るのであります、之に就て私に句があります「夏小袖帆にして進む向ひ風」之は先日のでありましたが、商船学校の練習船大正丸といふ帆前船に乗りまして卒業生の練習を見たのであります、向ひ風に帆を操りて横浜を出帆し房総に向けて進行するの快感に禁へませんので、此句を読んで同乗の野田通相に見せましたら「宜しむ政治の要諦も其処だよ」と教へられたことであります、斯くの如く逆風は逆風で帆の張り様に依って之を善導して行くのは諸君一人一人の非常なる力であると云ふことを深く自覚して貰ひ度いと思ふのであります、私共役所で一人の属官が熱心に或考案を立てる、或考案意見を立て、夫れが総べての課長を通り、総べての県の協議を経まして立派に成功致します、一人の属官の考へでも、夫れが熱心に、誠実に意見を主張したならば、庁議全体を動かす事が出来る、人の力と云ふものは斯の如きものであります、必ずしも属官を待たない、誰でも宜い、雇でも宜い、一人の力が凝り、一人の精神が凝って仕舞ふと非常な力を持つものであります、況んや郷党に於きまして多年の経歴と人格とを持って居られる諸君が、此の社会に対して痛切に感ぜらるゝ点に就いて努力を吝まなかつたならば、諸君の力は非常なる力となつて郷党を動かすことが出来るやうになるのであります、夫れ故に私は深き信頼と希望とを以て諸君に期待するのであり

ます、又総て事を為すには常に人心を新たにしなければなりません、人心を新たにすると云ふことは人心をして倦まざらしむる、即ち油断なからしむると云ふ事に帰着します、年の暮の大晦日は如何でありませう、一日の日であります、元日、之れ亦一日の日であります、何れも三百六十五日の一日に過ぎない、併し乍ら大晦日であると云ふ為めに人の頭に如何なる感じが起りますか、元日であると云ふが為めに我々はどう云ふ心持がしますか、僅か一瞬間の間を離れては一は師も走ると云ふ大晦日であり、一は洋々たる元日である、一は大晦日と云つて借金取りが押掛けて来る、然るに夜の十二時がチンと打ちますと、もう、天下は大平、借金取りも鶯の声など云つて却つて此方から先方に貸してもあるやうな心持ちで居る、同じ一日であります、斯様に非常なる差異があります、是は誰が作りましたか、兎に角人心を新たにするが為めに斯くの如き境界を作つたのであります、而して今日は如何でありますか、我国民の未だ皆て見た事のない又経験した事のない国際連盟——即ち世界万国を團結すると云ふ其国際連盟も將に御批准にならうとしつゝある時機であります、元日や大晦日どこの騒ぎではありませんか、夫れで今日まで我國の発達しました原因に鑑み特に此の重大なる機会に於きまして、内務大臣は民力の涵養、自治の振興と云ふ事に日夕を

弁せず苦心をして居られるのであります、単り内務大臣のみではありませぬ、我國民挙つて民力の涵養自治の振興といふことを期せねばならぬ覚悟を有つて居る今日であります、斯の如き世の中に、斯の如き機会に於て、而も我國に最も切要なる問題を攻究すべき必要に迫まれて居る今日に於て、此の全県下の有力なる諸君が斯の如く一堂に集まれ、我國の民政上の權威者、第一人者として尊敬せらるゝ一木博士が今將きに講演を試みらるべき機会、斯くの如き機会と云ふものは余り多くはありませぬ、正月は毎年来る、大晦日は毎年来ます、が、斯くの如く國際連盟の將に御批准にならんとする時機、我國民が大に覚醒せねばならぬ時機、斯の如く有力なる多数の諸君が集まれたる非常なる機会に於きまして私は特に諸君に対して大なる期待無からざるを得ないのであります、私は諸君が郷党の中心となつて郷党を率ゐられ此非常なる国家的變調に対して、自発的に、啓発的に、諸君の意思に依つて我郷党の自覚、地方の進歩、延いては國家の進運に貢献せられんことを深く期待するのであります、自発、之れが私の講演の眼目であります、期待するところは唯自発の二字に帰着すると云ふことを特に御諒承願ひ度いのであります。

誠に長い時間に涉りまして諸君の御清聴を煩はしましたのを深謝

する次第であります〔拍手〕。

〔民力涵養要綱〕飯田助丸氏蔵

### 三 民力涵養大会協議会

協議会〔午後二時開会〕

○内務部長〔大島直道君〕 是カラ民力涵養ノ趣旨ヲ徹底セシメタ  
イト云フ希望ノ下ニアナタ方ノ御手許ハ実行要目ト云フモノヲ差  
上ゲテゴザイマスガ、此実行要目ハ各般成ルベク汎キ範圍ニ亘  
テ各種ノ事項ヲ網羅シテアル積リデアリマス、ソレデ土地ノ  
情況ニ応ジテ取捨撰択ヲサレル余地ヲ存シテアル積リデアリマ  
ス、ソレデ是カラ其実行要目ヲ此処デ協議スル為ニ協議会ヲ開キ  
タイト思フノデアリマス、就キマシテハ協議ノコトデアリマスガ  
ラ、アナタ方ノ中カラ座長ヲ一人御選ビニナツテ、其座長ノ下ニ  
協議会ヲ遂行シテ往キタイト思フノデアリマス、御希望ノ方ガア  
リマスレバドウゾ御申出ヲ願ヒタイ、

〔知事閣下ニ御願ヒシタイモノデス〕ト呼ブ者アリ

○奥宮衛 君チョット甚ダ失礼デアリマスガ、私ハ横須賀ノ奥宮ト  
申ス者デアリマス、所謂拙速ヲ尊ブト云フノデ、此上デーツ唯今  
内務部長ノ御意向ノ座長ヲ推薦シテ見タイト思ヒマス、宜シウゴ

ザイマスカ〔満場拍手〕

ソレナラバ横浜市長久保田政周君ヲ座長ニシタイト思ヒマス

〔満場拍手〕

○内務部長〔大島直道君〕

大体御異議ナイモノト認メマス、久保

田市長ヲ座長ニシテ此要項ノ御協議ヲ願ヒマスカラ、ドウゾ左様

御承知ヲ願ヒマス

○座長〔久保田政周君〕

御推薦ニ依リマシテ甚ダ不行届デアリマ

スガ座長ノ席ヲ瀆スコトニ致シマス、宜シク御願ヒヲ致シマス

〔本日此御配付ヲ受ケマシタ内務大臣訓令第一、御訓令ノ次第二

付テ少シク質問ヲ致シタイト思ヒマスカ、出来マスカ〕

○座長〔久保田政周君〕

宜シウゴザイマス

〔チョット先刻カラ之ヲ拝見ヲシマスルト、第一要綱ノ所ニ「立

国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ」ト云フコトハ最モ此日

本国民ニ取ツテ非常ニ大切ナル事項、其下ノ「実行要目」ト云フ

所デ拝見シマスルト、「敬神崇祖ノ実ヲ挙グルコト」是ハ最モ大

切ナコトデアルコトハ申スマデモアリマセンガ、此敬神崇祖ト云

フコトニ付キマシテモ細カニ別ケテアル所ヲ拝見シマスルト、第

一ハ神社ヲ敬フト云フコト、ソレカラ崇祖ト云フコトニ至リマシ

テ、崇祖ト云フコトハ即チ祖先ヲ尊ブト云フコト、詰リ祖先ノ祀

リナドハ非常ニ大切ニシナケレバナラスト云フコトニナリマス

ガ、抑々此日本国ノ国祖、即チ国ノ御先祖、遠クハ天照皇大神

宮、神武天皇様アタリノ国祖ヲ敬ヒ尊ブト云フ方法ニ付テ、何等

ノ此処ニ箇条書カ何カガアリマセヌガ、唯敬神崇祖ト云フコト

ハ、神社ヲ尊ビ、国民各自ノ祖先ヲ尊ブト云フコトニ止マルト云

フ御趣意デアルダラウカ、即チ国体ノ精華ヲ発揚スルト云フコト

ノ問題ナラバ、ドウシテモ日本ノ国祖ヲ尊敬シ敬フト云フ所ノコ

トヲ、最モ深刻ニ国民ニ教ヘテ頂キタイト云フ我々ノ希望デアリ

マス、其点ニ於テ何等ノコトモアリマセヌガ、チョット大体ノ御

趣意ヲ承ハリタイ〕

○佐々井社会課長

チョット御答ヘ旁々申上ゲテ置キマスガ、是ハ

一番最初ノ表紙ノ裏ニ書イテアリマサユウニ、一般の施設ノ要目

ヲ皆サンニ差上ゲマシタノデ、「一般の施設要目ヲ蒐集シ各地方

ニ於ケル調査資料ノ参考ニ供センガタメ」編纂シタモノデアリマ

ス、ソレデ厳密ニ之ヲ欠点ノナイモノデアルト云フコトハ申上ゲ

ナイノデアリマス、ソレデ唯今ノヤウナ御考ヲ一々悉クソレヲ入

レルカドウカト云フコトニ付イテ可ナリ考ヘテモ見タノデアリマ

スケレドモ、或ハ落チテ居ルモノ、又ハ不当ノ文字等ガアルト云

フコトハ御詫ヲ致シテ置ク次第デアリマス、就キマシテ唯今ノ御

話ハ最モ肝要ナル事柄デアリマスガ此中ニハ書イテ置キマセヌガ、神宮ヲ崇敬スルト云フコトハ、我々国民ガ要目ニ之ヲ入レルベキモノデナイト云フ考ノ下ニ、要目ト云フモノデナクツテ、国民ガ既ニ実行シテ居ルベキ筈ノモノデアルト云フ意味デ、其コトヲ此処ニ書カナカッタノデアリマス、ケレドモ、其一ツト致シマシテ、此八頁ノ所ヲ御覧下サイ「大麻ノ普及ヲ凶ルコト」ト云フコトガアリマスノデ、是デ以テ唯今ノ事柄ハ各家庭ニ徹底サスコトガ出来ルコト、考ヘテ居リマス、左様御承知ヲ願ヒマス

〔了解シマシタ、サウ云フコトデ御書キニナツタト云フコトナラバ、ソレハ間違ヒナイデアリマセウガ、此神宮崇拜ト云フコトニ付キマシテ、今ノ御説ノヤウニ大變ドウモ尊ブベキ遺風デアルカラト云フ御話デアリマスガ、此項目ノ中デ見マスト「無用々々ト呼ブ者アリ」チョットマア短ク申上ゲマス、「神宮参リ等古来因襲ノ神事ハ社会ノ秩序及風俗ヲ害セザル限り成ルベク之レガ保存ヲ凶ルコト」ト云フヨリハ大イニ奨励シテ頂キタイ、日本国民トシテ天照皇大神宮、神武天皇、歴代ノ天皇、日本建国ノ御理想ト云フコトニ付キマシテハ、皆サン歴史ナドデ御承知デアツテ、其建国ノ御理想ノ下ニ生レタ日本国民ハ、今日マデ段々其遺訓ヲ守ツテ、即チ祖先ノ遺訓ニ依テ往クト云フコトハ、教育勸語ニ明カ

ニシテアル、ソレダカラ其国祖伊勢ノ神宮ニ参詣スル如キコトハ、日本国民ニ取ツテ最モ尊ブベキ遺風デアツテ、又国民トシテ最モ奨励スベキ美風デアル、ソレヲ此処ニハ古来神宮参リ等因襲ノ神事ハ社会ノ秩序及風俗ヲ害セザル限り云々ト云フト、甚ダ美風ヲ軽ク視ル如キ感ガアル、此処ハ内務大臣ノ御趣旨ハ其辺リノ御考ヘガ甚ダドウモ御説明ノヤウデナイヤウニ考ヘラレル、私ハ国民トシテハ内務大臣ハ宜シク十分ニ此神宮ニ参拝スル慣例美風ハ最モ鼓吹シテ頂キタイ……〕

○座長〔久保田政周君〕 チョット申上ゲマス、御質問ヲ御許シマシタノデ、御意見ナラバ後程段々伺ヒマス

〔ヒヤ〜〕ト呼ブ者アリ〕

○大綱村長 此実行要目ヲ此場合討議致シマスト云フコトハ、中々重大問題デアリマシテ、慎重審議ノ下ニソレヲ決メナケレバナラヌノデ、所謂準備ナクシテ其事ニ臨ムト云フコトハ頗ル危険ナコトデ、之ガ適切ノ成案ハ得ラレマイト考ヘル、就キマシテハ勿論此満場ノ中ヨリ委員ナルモノヲ選ブト云フノモノノ方法デアリマスガ、自分ノ意見ト致シマシテハ、市町村ヲ単位ト致シマシテ、是等ノ市町村ガ其実行等ニ付キマシテ、茲ニ其調査資料ガアリマス、此調査資料ノ中ニモ各町村ノ事情等ヲ異ニシテ居ル場合モア

リマスカ、悉ク之ヲ実行スルト云フコトニハ參リマスマイデアラウト思フノデアリマス、仍テ各市町村ガ此意見ヲ纏メマシテ、之ヲ各市郡ニ提出シテ、サウシテ之ヲ市郡カラ司會者ノ方ヘ発表サレルヤウニ煩ハシタイノデアリマス

○座長〔久保田政周君〕 最初ニ御意見ヲ承ハリタイノハ、唯今御述ベニナリマシタヤウニ、如何ニシテ此協議會ヲ纏メルカト云フコトデアリマス、内容ニ立入ル前ニ其点ヲ成ルベク御協議ヲ願ヒタイト思ヒマス

○橘樹郡長 一応申上ゲマス、此実行要目普及ト云フコトハ僅カノ時間デ出来マズレバ結構デゴザイマスカ、事柄ガ多岐ニ涉ッテ居リマス、又斯ク県下ノ御集リノ各地方ノ情況ニ当嵌メマスコトハ、所謂農村ニシテモ自カラ農村ト致シマシテ天然ノ地勢、古來ノ慣習、職業ノ異同、諸種ノ点ニ於キマシテ一律ニ之ヲ律スルト云フコトハ少シク無理ノ点ガアリハセスカト氣遣フノデアリマス、夫故ニ此示サレテゴザイマスカ調査資料ノ中ノ適切ノ事項ヲ、各町村ノ実行要目ニ取捨シテ、又町村ニ銘々適切ノ事項ヲ尚ホ加味シテ、町村限リデ実行要目ヲ決メルト云フコトニ致シタイト云フ私ハ希望デアリマス、「ヒヤ〜」何故町村限リト云フヤウナコトヲ申スカト云フト、縦令善イ事デモ町村限リデナイト実行

ノ出来ナイ場合ガ多々アル、勤儉産ヲ治ムルト申シマシテモ、多少ノ歳月ヲ要スルト云フ風ニ、衆人ノ目標トナル場合ガアルノデアリマス、町村ニ致シマシテモ勤儉ノ途中ニ在ル時分ハ、余程堅忍持久ノ人デナケレバ蹉躓スル場合ガアルノデアリマス、多少古來ノ弊風ト見ラレルヤウナコトモアリマセウ、到底町村協力シテヤルニアラザレバ、常ニ強制致シマシテモ画餅ニ屬シマス、夫故ニ此事項ハ茲ニ調査資料ニアリマスル中デ、適切ナモノヲ各町村ニ於テ皆研究ノ結果決メマスカ共ニ、又町村ニ於テ必要ナル事項ハ之ニ加味スルモノトシテ、市町村ニ於テ実行要目ヲ決メテ、サウシテ私ハ茲ニ各町村ガ自由ニ——自治体ガ自由ニ此実行要目ヲ決メテ、此本日ノ會ハ決シテ之ニ干渉スルコトハアルマイト思フ、殊ニ今日カラ之ヲ統一一致シテ、早速諸種ノ点ニ付テ実行要目ヲ各市町村限リデ決メルト云フコトニシテ、其細目ハ自治体ノ自由ニ御任セテ願フ、細目ノ点ニ至ッテハ此処デ一々弁難議論ヲスルコトハ止シテ、自治体ノ自由ニ任セル、茲ニ細カク書イテアルコト、唯參考ノ為メニ主ナルコトガ示シテアル、必シモ之ヲ無理ニ嵌込マウトスル趣旨デ内務大臣ハ言ハレルモノデナイ〔ヒヤヒヤ〕此文句ニ少シモ斟酌ナシニ、無理ニ其通リナケレバナラヌト云フコトニハ見ラレナイノデアリマスカラ、各町村自治体ノ自由

研究ニ任セテ適切ナル要目ヲ決メル、八年十月十五日ヲ起点トシテ各町村デ実行要目ヲ決メテ掛ルト云フ申合セヲ願ヒタイト私ハ思フ

〔拍手起ル〕

○座長〔久保田政周君〕 別段他ニ御意見ガゴザイマセヌケレバ、唯今御両名ヨリ御述ベニナリマシタ御意見ハ略々同一ト存ジマス、即チ県庁ヨリ示サレマシタ此案ヲ參考トシテ、尚ホ自由ニ之ヲ取捨致シマシテ、各市町村ニ於テ適宜要項ヲ決メルト云フコトノ御意見ノヤウデアリマシタ、之ニ付キマシテ別段御異議ハゴザイマセヌデセウカ、如何デゴザイマセウ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○座長〔久保田政周君〕 尚ホ承ハリマスガ、決メルト云フコトハ詰リ申合セデアリマスガ、何時マデニ決メルトカ何トカ云フ多少——サウ云フ制限ハ全クナイモノト了解致シテ宜シウゴザイマスカ

○橘樹郡長 今月一パイ……

○座長〔久保田政周君〕 時ヲ決メルト云フコトハムツカシイカモ知レマセヌ、兎ニ角ソレデハ力メテ早ク各町村ニ於テ設定スルト云フコトニ了解シテ宜シウゴザイマスカ……御異議ハゴザイマセ

ヌデスカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者多シ〕

○座長〔久保田政周君〕 ソレデハ唯今申上ゲマシタヤウニ、御異議ナイヤウデアリマスカラ、其趣旨ニ致シマシテ、此協議会ハ満場一致デ決定致シマシタコト、致シマシテ御了承ヲ願ヒマス、是デ御免蒙ムリマス

〔満場拍手〕

午後二時二十分協議会畢

〔民力涵養要綱〕飯田助丸氏蔵

### 三七 民力涵養実行要目

訓令第一要綱

立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ健全ナル国家観念ヲ養成スルコト

○敬神崇祖ノ実ヲ挙クルコト

- 一 初等中等各學校ニ於テ、神社祭祀ニ関スル觀念ヲ一層明確ニ養フコトヲ努メ、予テ神社制度ノ一般、祭典ノ意義、神社ノ縁起等ニ関シ研究ヲ遂クルコト
- 一 教育者ハ生徒ヲシテ敬神崇祖ノ念ヲ喚起セシメ、延テ家庭及

- 一般ニ普及セシメ、祭式ノ大要ヲモ自得セシムルコト
- 一 地方神社ノ祭式ニハ生徒、在郷軍人会員、青年団員、消防組員、婦人会員其ノ他一般ノ参拝ヲ奨励スルコト
- 一 学校職員ハ、祭日ニ於テ、神社ノ祭神ト国家トノ関係等ニ就キ、生徒並ニ一般参拝者ニ講話スルコト
- 一 学校生徒ノ神社参拝日ハ成ルヘク一定スルコト
- 一 町村ノ元旦祝賀式ハ神前ニテ举行シ郷民一般ニ参列セシムルコト
- 一 神前ニ於テ入学、入団、入営等ノ諸式並ニ学校生徒卒業報告、市町村事務報告祭等ヲ举行スルコト
- 一 新嘗祭ニハ成ルベク神前ニ於テ農産物品評会等ヲ開キ、神社ト農業トノ関係ヲ深カラシムルコト
- 一 神社経済ヲ確立シ、設備ノ完整ヲ期スルコト
- 一 神社ノ基本財産造成ニ努ムルコト
- 一 神社境内ノ樹木ヲ保護シ或ハ植樹ヲ奨励シ、神苑ノ風致ヲ森嚴ナラシムルニ努ムルコト
- 一 祭式ハ厳肅ニ施行シ、畏敬ノ念ヲ起サシムルコト
- 一 社前通行ノ際ハ叩頭敬意ヲ表スルコト
- 一 社殿境内等ノ掃除ハ特ニ担当者ノナキ限り成ルヘク学校生徒

- 徒、青年団員ヲシテナサシムルコト
  - 一 義務教育終了者、青年団員及一般人民ヲシテ伊勢大神宮、御陵墓及社寺等ノ参拝団ヲ組織セシムルコト
  - 一 神宮参リ等古来因襲ノ神事ハ社会ノ秩序及風俗ヲ害セサル限リ成ルヘク之レカ保存ヲ図ルコト
  - 一 神社ノ合祀ニ就テハ充分攻究ノ上適切ニ行フコト
  - 一 大麻ノ普及ヲ図ルコト
  - 一 地方先覚者又ハ功勞者ノ祭祀ヲ行フコト
  - 一 神職ノ教養ニ努メ、優遇ノ途ヲ講シ、人材ヲ羅致スル様努ムルコト
  - 一 各学校ニ於テハ我家族制度ノ真義ヲ徹底セシメ、家庭ノ歴史記録ニ留意シ、崇祖ノ実ヲ挙クル様努ムルコト
  - 一 講話会ヲ開キ青年団員、婦人会員、処女会員ニ我家族制度ヲ了得セシメ崇祖ノ実ヲ挙ケシムルコト
  - 一 報恩感謝ノ念ヲ養成スルコト
  - 一 父祖ノ忌日ヲ重ンスベキ理由及之ニ関スル心得ヲ知ラシメ、以テ展墓参拝ノ美風ヲ助長スルコト
  - 一 盂蘭盆ノ行事ヲ改善シ鄭重ニ行ハシムルコト
- 国民的精神ヲ自覚セシメ確乎タル信念ヲ養成スルコト

- 一 世界ニ於ケル日本ノ地位ヲ自覚シ、国民の信念ヲ体得セシムルニ努ムルコト
- 一 普ク我国体ノ精華ヲ知ラシメ、国史教育ヲ奨励スルコト
- 一 修身、歴史、国語等ノ教科ニ於テハ特ニ国体及皇室ニ関スル教材ノ取扱ニ留意スルコト
- 一 村歌、校歌、青年団歌ヲ作り国民精神ヲ鼓吹スルコト
- 一 国史、郷土誌及国民道德ニ関スル平易ナル読物ヲ調査編纂シテ之ヲ家庭ニ普及セシメ、且ツ小学校図書館、巡回文庫等ニモ備ヘ付ケシムルコト
- 一 忠君愛國ノ志氣ヲ鼓舞スルニ足ル資料ヲ有スル演劇、義太夫、活動写真、幻灯、浪花節、琵琶、講談等ヲモ利用スルコト
- 一 祝祭日、宮中御式其ノ他ノ記念日等ノ由来ヲ理解セシムルコト
- 一 学校ニ於ケル三大節祝賀式挙行ノ際ハ地方有志者、在郷軍人會員、青年団員、処女會員等ヲモ参列セシメ、尚ホ一般人民ニモ祝意ヲ表セシムル等ノ風ヲ徹底セシムルコト
- 一 在郷軍人會員ハ忠良ナル臣民ノ実ヲ發揮シ、地方青年ヲ指導誘掖スルコト
- 一 史蹟史料顕彰保存ノ途ヲ講シ、特ニ国家的の歴史ニ関係アル旧跡遺物ニ対シテハ適當ノ標識ヲ建設スルコト
- 一 国家的の歴史ニ関係アル古文書遺物ノ展覽会ヲ開クコト
- 一 地方ニ於ケル忠良賢哲ノ事蹟ヲ調査シ、以テ教化ニ資スルコト
- 一 学校及役場ニハ特別ノ記録ヲ備ヘ、皇室ニ関スル重要事項ヲ記載シ置キ、周知ノ資トナスコト
- 一 国民的の記念事業トシテ着手セル事項ハ必ス其ノ遂行ヲ期スル棟努力セシムルコト
- 一 軍服ノ寄贈、家庭勞役ノ補助、慰問等ニ依リ入營兵士優遇ノ方法ヲ講スルコト
- 訓令第二要綱
- 立憲ノ思想ヲ明瞭ニシ自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犠牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト
- 憲政自治ノ要義ヲ了得セシメ其ノ実績ヲ挙ケシムルコト
- 一 一郡市又ハ数ヶ町村連合シテ市町村事務講習会ヲ開キ、吏員ノ養成並ニ自治体中心人物養成ノ法ヲ講スルコト
- 一 自治講習会ニハ市町村吏員ノ外、学校職員、宗教学、篤志家等ヲモ出席セシムルコト

- 一 自治体ノ会合ヲ利用シ、憲法発布ノ際ニ於ケル勅語、市町村制発布ノ際ニ於ケル上諭、五ヶ条ノ御誓文等ヲ奉読シ、御趣旨ノ徹底ヲ期スルコト
  - 一 我カ国体ノ精神ヲ了得セシメ愛村〔市町〕心ヲ養成スルコト
  - 一 郡市町村是ヲ制定シ実行ヲ期スルコト
  - 一 郡市町村是ニ基キ年中行事ヲ作製スルコト
  - 一 印刷物ノ配布、掲示板ノ利用、市町村報ノ発行、市町村事務報告会等ニヨリ、当該市町村自治ノ実状ヲ一般ニ知悉セシムル方法ヲ講スルコト
  - 一 市町村ノ予算決算ノ梗概ヲ周知セシムル方法ヲ講スルコト
  - 一 印刷物ノ配布、講演、講話其ノ他ノ方法ニ依リ法令ヲ周知セシムルコト
  - 一 市町村吏員、議員、教育家、宗教家、其ノ他ノ有力者等申合ハセ、年数回自治ニ関スル懇談会ヲ開催シ、尚ホ広く他ノ優良自治団体ヲ視察シ改善ニ努ムルコト
  - 一 自治協会又ハ戸主会ヲ設立シテ自発的ニ地方ノ開発ヲ図ルコト
  - 一 市町村ニ於ケル教育、勸業、土木、衛生等ニ付キ住民ノ自主的協力ヲ奨ムルコト
- 
- 一 自治展覧会ヲ開催シ各種ノ資料ヲ蒐集シ、自治ノ模範的施設ヲ奨励スルコト
  - 一 部落的感情ヲ打破シ党派心ノ弊害ヲ排除スルニ努ムルコト
  - 一 選挙権ヲ尊重シ選挙ノ公正自由ナルコトヲ會得セシムルコト
  - 一 市町村基本財産ノ蓄積ヲ図ルコト
  - 一 学校基本財産ノ蓄積ヲ奨励スルコト
  - 一 部落有財産ノ整理統一ヲ図ルコト
  - 一 町村有林野ノ整理及造林ヲ励行スルコト
  - 一 公務、公職ヲ尊重スルノ念ヲ一層深カラシムルコト
  - 一 役場建物ヲ改善シ町村民ノ利便ヲ図ルコト
  - 一 市町村自治ノ功勞者及地方篤志者ヲ表彰シ、又ハ優遇尊重スルコト
  - 一 市町村吏員優遇ノタメ報酬、給料、退職料、給与金、年功加俸等ニ関スル条例ヲ設定スルコト
- 公民教育ヲ勸奨スルコト
- 一 中等学校ニ於ケル紀元節祝賀式ニハ憲法発布ノ際ニ於ケル勅語ヲ奉読スルコト
  - 一 中等学校、小学校ノ上級、補習学校及青年団等ニ於テハ、我憲法ノ大意並ニ五ヶ条ノ御誓文ノ御趣旨ヲ体得セシムルコト

一 小学校及補習学校ニ於テハ、公民的教材ノ教授ニ一層ノ努力ヲナシ、又一般ニ公民教育普及ノ為メ講習会、講演会等ヲ開催スルコト

一 平易ナル読物ヲ以テ、我憲法ノ特質並ニ五ヶ条ノ御誓文ノ御趣旨ヲ了得セシムルニ努ムルコト

一 適當ナル施設ヲナシ、青年団幹部養成ノ方法ヲ講スルコト

一 補習教育ノ普及ヲ図リ特ニ左記各項ノ施設ヲナスコト

1 男子及女子ノ補習機關ヲ整備スルコト

2 自治訓練ニ関スル科目ノ選択ニ注意スルコト

3 成ルヘク実科担任ノ専任職員ヲ置クコト

4 内容及設備ノ完整ヲ期スルコト

5 教授、管理、訓練ノ改善ヲ期スルコト

○責任ノ觀念ヲ明瞭ナラシムルコト

一 国家又ハ自治団体ニ対スル關係ヲ自覚セシメ、公務遂行ノ觀念ヲ強烈ニシ、兵役、納税、選挙等ニ於ケル従来ノ弊風ヲ根絶スルコト

一 租税ハ国家又ハ自治団体ノ公費ニ充ツル目的ヲ以テ徴收スル統治權ノ作用タルコトヲ自覚セシムルコト

一 納税貯金及納税組合ヲ奨励シ、又納税袋、納税日限表、納税

旗等ヲ作製シテ納税及納期ヲ誤ラサラシムルコト

一 言責ヲ重シシ実践躬行ノ美風ヲ涵養スルコト

一 在郷軍人分会、青年団等ヲシテ各種ノ公共ノ共同作業ヲナサシメ、以テ自治団体ニ対スル責任觀念ヲ養成スルコト

一 各学校及各種団体ニ於テハ責任觀念ニ関スル地方の欠点ヲ研究指摘シ、之ガ改善ニ努ムルコト

一 公德心、公共心ヲ養成シ公衆ニ対スル責任ヲ重シシメ特ニ左ノ如キ事項ニ注意セシムルコト

1 公会ニ於ケル礼儀作法、汽車ノ乗降、道路ノ通行、公衆衛生等ニ関シ公德ヲ重セシムルコト

2 各種ノ取引ニ於テ常ニ商業道德ヲ遵守セシムルコト

3 河川、堤防、道路等ノ公共的設備ヲ愛護スルコト

4 公共的建造物ノ愛護ニ努メ、火災、水難等ノ注意ヲナスコト

5 道路ノ障害ヲ除去シ小破ヲ修繕シ道標ノ建設ヲナスコト

訓令第三要綱

世界ノ大勢ニ順応シテ銳意日新ノ修養ヲ積マシムルコト

○新思想ニ対シ自主的ノ選択ノ態度ヲ執リ世界人文ノ進歩ニ調節セシムルコト

一 各学校ニ於テハ教科ノ内容ニ一層ノ改善ヲ加ヘ、国民精神ヲ了得セシメ世界文化ノ咀嚼同化ニ努メ、以テ健全ナル国民的自覚ヲ得シムルコト

一 宗教家、学校職員、官公吏等ハ世界的事象ノ變遷ヲ研究シ日新ノ修養ヲ重ネ文化ノ指導者ヲ以テ任スルコト

一 郡市等ニ於テハ成ルベク社会教育ノ担当者ヲ聘用スルコト

一 健全ナル読物ヲ蒐集シ郡市役所、役場、学校、青年団ニ簡易図書館、巡回文庫等ヲ設置セシムルコト

一 図書、雑誌ノ紹介指導ヲナシ広く日新ノ智識ヲ普及セシムルコト

一 適当ナル場所ヲ選定シ、公衆ヲシテ新聞閲覧ヲ為サシムル施設ヲナスコト

一 我国民ノ海外ニ於ケル發展ノ状況ヲ調査シ学校教育ノ資料トナシ、海外雄飛ノ氣運ヲ促進セシムルコト

一 世界地図及列国ノ國勢ニ関スル一覽表等ヲ多衆ノ集合スル場所ニ揭示スルコト

一 努メテ外国人ト接触シ、又外国ノ新聞雜誌等ヲ購読セシメ、以テ外国語ノ練達ニ資セシムルコト

○科学ノ研究心ヲ促進シ創造ノ才ヲ助長スルコト

一 各学校ニ於ケル理科ニ関スル設備ヲ完整スルコト

一 理科教授ニ於テハ、応用的事項ニ重キヲ置キ、生徒ノ実験ヲ励行セシムルコト

一 家事衛生等ニ関シ講習会ヲ開キ、科学的ニ研究セシムルコト

一 各学校ニ於テ日常生活ニ必要ナル理科ニツキ調査研究ヲナスコト

一 理科ニ関スル器械、標本、製作品等ノ展覧会ヲ開催スルコト

一 適当ナル講師ヲ聘シ通俗理科講習会ヲ開催スルコト

一 簡易図書館、巡回文庫、通俗展覧会等ニ於テ理科ニ関スル図書及發明家ノ伝記ヲ蒐集スルニ努ムルコト

一 各種工業ノ基礎タル理化学思想ノ養成ニ関シ、職工徒弟ノ補習教育ヲ普及セシムルコト

一 一般ニ各自ノ周圍環境ヲ理解セシメ、実験観察ヲ奨励シ、科学ニ関シ常識ヲ高メ、以テ独自の機能ノ躍動ヲ促成スルコト

一 実業学校ト当業者トノ關係ヲ一層密接ナラシメ、斯業ニ関スル新智識ヲ了得応用スルニ努メシムルコト

一 科学工藝ニ関スル智能ヲ啓発シ、發明創作ヲ奨励スル為メ美術工藝品、發明品、貿易品等ノ陳列館、博物館等ヲ設置スルコト

ト

- 一 化学製品ノ試験、工業原料ノ鑑定分析等ニ関スル施設ヲ利用スルノ風ヲ助長セシムルコト
- 一 青年及ヒ一般人ヲシテ屢々試験場、陳列館等ヲ視察セシメ、又其ノ研究成績ヲ利用セシムルコト
- 一 会社工場ト交渉シテ郡市町村主催ノ見学団ヲ組織スルコト
- 一 意匠凶案等ノ新考案ニ対シ相当保護奨励ノ方法ヲ講シ、又発明者ヲ表彰スルコト

訓令第四要綱

相互諧和シテ彼此共済ノ実ヲ挙げ進歩ノ憾ナカラシムルコト

○社会的事業ノ発達ニ努ムルコト

- 一 小住宅共同長屋ノ改善施設、合宿所、簡易食堂、職業紹介所、公設市場、公設浴場、公設質屋、失業者保護ノ施設、無料宿泊所、無料診療所、乳児哺育所、幼児委託所、貧困学童ノ保護会、細民地区改良、住宅案内所、感化院、養育院、養老院等ノ施設ヲナスコト
- 一 軍事救護法、済生会、愛国婦人会、水難救済会等ノ如キ慈善救済制度ヲ一般ニ周知セシムルコト
- 一 資本家ヲシテ感化、救済等ノ社会的事業ニ努メシムルコト

○隣保相助ノ方法ヲ講スルコト

- 一 育英ノ方途ヲ講シ人材ノ養成ニ努ムルコト
  - 一 救済資金ノ積立及生計調査委員ノ設置ヲナスコト
  - 一 建築組合ノ設立ヲ促シ、住宅設備ノ途ヲ開カシムルコト
  - 一 工業組合ヲ設ケ會員ヲシテ共済組合、日用品ノ廉売、消費組合、職工住宅ノ設置、模範職工ノ表彰、職工ノ慰安、紛議ノ調停ノ設置等ヲナサシムルコト
  - 一 社会的事業ニ貢献セシ者ヲ表彰スルコト
- 隣保相助ノ方法ヲ講スルコト
- 一 修養会、講話会等ノ方法ニ依リ隣保相助ノ美風ヲ助長セシムルコト
  - 一 教育家、宗教学、警察官等ハ殊ニ地方有志ト連繋シ、部落改善ノ実ヲ挙クルニ努ムルコト
  - 一 五人組ノ如キ旧慣ニヨル相助的組合ヲ尊重シ、共助ノ美風ヲ維持促進スルコト
  - 一 在郷軍人分会、青年団等ヲシテ入會者、貧困者等ノ生業ヲ助勢セシムルコト
  - 一 天災地変其ノ他冠婚葬祭等ノ場合ニ於ケル隣保相助ノ旧慣ヲ維持セシムルコト
  - 一 疾病、鰥寡孤獨其ノ他貧困ノ為メ生計至難ナル者ノ救済ニ努